

保健所 4 - 1

許認可等の内容	第一種動物取扱業登録の実施		
根拠法令及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第 11 条第 1 項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>法及び省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律第 10 条第 2 項及び第 12 条第 1 項</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 2 条第 1 項から第 4 項まで及び第 3 条</p> <p style="text-align: right;">変更日：令和 2 年 6 月 1 日</p>			

保健所 4 - 2

許認可等の内容	第一種動物取扱業登録の更新		
根拠法令及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第 13 条		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>法及び省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律第 10 条第 2 項、第 3 項、第 11 条第 1 項及び第 12 条第 1 項</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 4 条第 1 項及び第 2 項</p>			

保健所 4 - 3

許認可等の内容	特定動物の飼養又は保管の許可		
根拠法令及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第 26 条第 1 項		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
標 準 処 理 期 間	10 日	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>法及び省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律第 26 条第 2 項及び第 27 条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 15 条第 1 項から第 4 項まで及び第 17 条 特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（平成 18 年環境省告示第 21 号）</p>			

保健所 4 - 4

許認可等の内容	特定動物の飼養又は保管の変更の許可		
根拠法令及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第 28 条第 1 項		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
標 準 処 理 期 間	10 日	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>法及び省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律第 27 条及び第 28 条第 1 項及び第 2 項 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 18 条第 1 項から第 3 項まで及び第 17 条 特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（平成 18 年環境省告示第 21 号）</p>			
<p>変更日：令和 2 年 6 月 1 日</p>			

保健所 4 - 5

許認可等の内容	第一種動物取扱業の登録証の再交付		
根拠法令及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 2 条第 6 項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>規則第 2 条第 7 項の規定に基づき申請がなされ、第一種動物取扱業者登録簿において登録の事実が確認されること。</p>			

保健所 4 - 6

許認可等の内容	特定動物の飼養又は保管の許可に係る許可証の再交付		
根拠法令及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 15 条第 6 項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	保健所長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>規則第 1 5 条第 7 項の規定に基づき申請がなされ、許可されている内容の事実が確認されること。</p>			

保健所 4 - 7

許認可等の内容	調理師の免許		
根拠法令及び条項	調理師法第 3 条		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	10日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>法、政令及び省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>調理師法第 3 条、第 4 条及び第 4 条の 2</p> <p>調理師法施行令第 1 条</p> <p>調理師法施行規則第 1 条</p>			

保健所 4 - 8

許認可等の内容	調理師の名簿の訂正		
根拠法令及び条項	調理師法施行令第 11 条		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	10日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>政令及び県規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>調理師法施行令第 1 1 条第 2 項</p> <p>鳥取県調理師法施行細則第 5 条</p>			

保健所 4 - 9

許認可等の内容	調理師の登録の消除		
根拠法令及び条項	調理師法施行令第 12 条		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	10日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>政令及び県規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>調理師法施行令第 12 条及び第 15 条第 1 項</p> <p>鳥取県調理師法施行細則第 6 条</p>			

保健所 4 - 10

許認可等の内容	調理師免許証の書換交付		
根拠法令及び条項	調理師法施行令第 13 条		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	10日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>政令及び県規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>調理師法施行令第 13 条第 2 項</p> <p>鳥取県調理師法施行細則第 5 条</p>			

保健所 4 - 1 1

許認可等の内容	調理師免許証の再交付申請		
根拠法令及び条項	調理師法施行令第 14 条		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	10日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>政令及び県規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>調理師法施行令第 1 4 条第 2 項及び同条第 3 項</p> <p>鳥取県調理師法施行細則第 7 条</p>			

保健所 4 - 1 2

許認可等の内容	食品等の検査		
根拠法令及び条項	食品衛生法第 2 5 条第 1 項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	保健所長
標準処理期間	10日間	設 定 日	平成 3 0 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>検査を受ける者が食品衛生法施行令第 4 条、食品衛生法施行規則第 24 条及び鳥取市食品衛生条例施行規則第 3 条に規定する手続きにより申請しているか、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年 12 月厚生省告示第 370 号。以下「告示第 370 号」という。）第 2 添加物の部に定める方法によって検査を実施した結果、告示第 370 号第 2 添加物の部に定める基準に適合するかどうかにより判断するものとする。</p>			

保健所 4 - 1 3

許認可等の内容	食品等の検査命令に基づく検査		
根拠法令及び条項	食品衛生法第 26 条第 1 項		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
標 準 処 理 期 間	10 日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>政令、省令及び規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>食品衛生法施行令第 5 条第 2 項</p> <p>食品衛生法施行規則第 28 条</p> <p>鳥取市食品衛生条例施行規則第 4 条</p>			

保健所 4 - 1 4

許認可等の内容	食品営業の許可		
根拠法令及び条項	食品衛生法第 52 条第 1 項		
担 当 課	生活安全課	処 分 権 者	保健所長
標 準 処 理 期 間	10 日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>法、省令、県条例、条例及び規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>食品衛生法第 52 条第 2 項</p> <p>食品衛生法施行規則第 67 条第 1 項</p> <p>鳥取県食品衛生条例第 4 条</p> <p>鳥取県食品衛生条例施行規則第 10 条の 5</p> <p>鳥取市食品衛生条例第 6 条第 2 号</p> <p>鳥取市食品衛生条例施行規則第 15 条第 1 項</p>			

保健所 4 - 1 5

許認可等の内容	食品営業の許可（更新）		
根拠法令及び条項	食品衛生法第 52 条第 1 項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	保健所長
標準処理期間	20日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由 法、省令、県条例、条例及び規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定 食品衛生法第 5 2 条第 2 項 食品衛生法施行規則第 6 7 条第 2 項 鳥取県食品衛生条例第 4 条 鳥取県食品衛生条例施行規則第 1 0 条の 5 鳥取市食品衛生条例第 6 条第 2 号 鳥取市食品衛生条例施行規則第 1 5 条第 1 項及び第 2 項</p> <p style="text-align: right;">変更日：令和 2 年 6 月 1 日</p>			

保健所 4 - 1 6

許認可等の内容	製菓衛生師の免許		
根拠法令及び条項	製菓衛生師法第 3 条		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	10日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由 法、政令、省令及び県条例の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定 製菓衛生師法第 6 条及び第 6 条の 2 製菓衛生師法施行令第 1 条 製菓衛生師法施行規則第 1 条 鳥取県製菓衛生師法施行細則第 2 条</p>			

保健所 4 - 1 7

許認可等の内容	製菓衛生師名簿の訂正		
根拠法令及び条項	製菓衛生師法施行令第3条第1項		
担当課	生活安全課	処分権者	市長
標準処理期間	10日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>政令及び県規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>製菓衛生師法施行令第3条第2項</p> <p>鳥取県製菓衛生師法施行細則第7条</p>			

保健所 4 - 1 8

許認可等の内容	製菓衛生師登録の消除		
根拠法令及び条項	製菓衛生師法施行令第4条第1項		
担当課	生活安全課	処分権者	市長
標準処理期間	10日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>政令及び県規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>製菓衛生師法施行令第4条第2項及び第7条第1項</p> <p>鳥取県製菓衛生師法施行細則第8条</p>			

保健所 4 - 1 9

許認可等の内容	製菓衛生師免許証の書換交付		
根拠法令及び条項	製菓衛生師法施行令第5条第1項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	10日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>政令及び県規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>製菓衛生師法施行令第5条第2項</p> <p>鳥取県製菓衛生師法施行細則第7条</p>			

保健所 4 - 2 0

許認可等の内容	製菓衛生師免許の再交付		
根拠法令及び条項	製菓衛生師法施行令第6条第1項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	10日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>政令及び県規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>製菓衛生師法施行令第6条第2項及び第3項</p> <p>鳥取県製菓衛生師法施行細則第9条</p>			

保健所 4 - 2 1

許認可等の内容	食鳥処理の事業の許可		
根拠法令及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条		
担当課	生活安全課	処分権者	保健所長
標準処理期間	14日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>法、省令及び規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第4条、第5条第1項第1号から第4号まで及び第2項</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第1条及び第2条</p> <p>鳥取市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第2条</p>			

保健所 4 - 2 2

許認可等の内容	食鳥処理場の構造又は設備の変更許可		
根拠法令及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条		
担当課	生活安全課	処分権者	保健所長
標準処理期間	14日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>法、省令及び規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第2条</p> <p>鳥取市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第3条</p>			

保健所 4 - 2 3

許認可等の内容	食鳥検査		
根拠法令及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条		
担 当 課	生活安全課	処分権者	保健所長
標準処理期間	14日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>省令及び規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第 2 5 条、第 2 6 条、第 2 7 条及び第 2 8 条</p> <p>鳥取市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第 8 条</p>			

保健所 4 - 2 4

許認可等の内容	認定小規模食鳥処理業者の確認規程の認定及び変更の認定		
根拠法令及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条		
担 当 課	生活安全課	処分権者	保健所長
標準処理期間	14日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>省令及び規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第 2 9 条</p> <p>鳥取市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第 9 条</p>			

保健所 4 - 2 5

許認可等の内容	指定検査機関の指定		
根拠法令及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 21 条		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	14日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>法及び省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 2 2 条</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第 3 4 条</p>			

保健所 4 - 2 6

許認可等の内容	指定検査機関の役員等の選任及び解任の認可		
根拠法令及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 26 条第 1 項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	14日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第 3 9 条</p>			

保健所 4 - 2 7

許認可等の内容	指定検査機関の業務規程及びその変更の認可		
根拠法令及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 28 条第 1 項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	14日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第 41 条</p>			

保健所 4 - 2 8

許認可等の内容	指定検査機関の事業計画及びその変更の認可		
根拠法令及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 29 条第 1 項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	14日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第 4 2 条</p>			

保健所 4 - 2 9

許認可等の内容	指定検査機関の業務の休廃止の許可		
根拠法令及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 32 条第 1 項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	14日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>法及び省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 3 2 条第 2 項</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第 4 4 条</p>			

保健所 4 - 3 0

許認可等の内容	食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録		
根拠法令及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第 1 条		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	20日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>政令及び省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第 1 条及び第 2 条</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第 8 条及び第 9 条</p>			

保健所 4 - 3 1

許認可等の内容	食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録の取消し		
根拠法令及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第 5 条		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	20日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>政令及び省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第 6 条</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第 1 2 条</p>			

保健所 4 - 3 2

許認可等の内容	食鳥処理衛生管理者の講習会の登録		
根拠法令及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第 8 条		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	14日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>政令及び省令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第 8 条、第 9 条及び第 1 0 条</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第 1 4 条及び第 1 5 条</p>			

保健所 4 - 3 3

許認可等の内容	と畜場の設置の許可		
根拠法令及び条項	と畜場法第 4 条第 1 項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	14日間	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>法、政令、省令及び規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>と畜場法第 4 条第 2 項及び第 5 条</p> <p>と畜場法施行令第 1 条及び第 2 条</p> <p>と畜場法施行規則第 1 条</p> <p>鳥取市と畜場法施行細則第 2 条</p>			

保健所 4 - 3 4

許認可等の内容	と畜場使用料若しくはとさつ解体料の認可又はと畜場使用料若しくはとさつ解体料の額の変更の認可		
根拠法令及び条項	と畜場法第 12 条第 1 項		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市 長
標準処理期間	14日間	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>昭和 28 年 10 月 6 日付け厚生省発衛第 250 号厚生省事務次官通知「と畜場の施行に関する件」に基づき、と畜場使用料については、諸経費の原価（減価償却費、水道料、修繕費、人件費、光熱費、消耗品費及びその他の経費）、税金並びに 1 か月平均（又は年間）収入額、新設と畜場については推定収入額を勘案し、適正な料金が定められているか、とさつ解体料については、と畜業者の諸経費の原価（人件費、消耗品費及びその他の経費）、税金並びに 1 日平均（又は 1 か月平均）の収入額を勘案して適正な料金が定められているか、併せて、鳥取市と畜場法施行細則第 6 条に規定する手続きにより申請されているかどうかについて審査し決定する。</p>			

保健所 4 - 3 5

許認可等の内容	とさつ前、解体前及び解体後の検査		
根拠法令及び条項	と畜場法第 14 条第 1 項から第 4 項まで		
担 当 課	生活安全課	処分権者	保健所長
標準処理期間	14日間	設定日	
審査基準を設定しない理由 法、政令、省令及び規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。 ○関連規定 と畜場法第 14 条 と畜場法施行令第 6 条、第 7 条及び第 8 条 と畜場法施行規則第 15 条 鳥取市と畜場法施行細則第 10 条			

保健所 4 - 3 6

許認可等の内容	獣畜の皮等の持ち出しの許可		
根拠法令及び条項	と畜場法第 14 条第 3 項第 2 号		
担 当 課	生活安全課	処分権者	市長
標準処理期間	14日間	設定日	
審査基準を設定しない理由 政令、省令及び規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。 ○関連規定 と畜場法施行令第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで と畜場法施行規則第 12 条 鳥取市と畜場法施行細則第 9 条			

保健所 4 - 3 7

許認可等の内容	と畜場以外の場所ですとつ、解体する場合の許可申請		
根拠法令及び条項	と畜場法施行令第4条第2号		
担 当 課	生活安全課	処分権者	保健所長
標準処理期間	14日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>政令及び規則の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>と畜場法第13条</p> <p>と畜場法施行令第4条第2号</p> <p>鳥取市と畜場法施行細則第8条</p>			